

令和7年度鳥栖市介護予防事業プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、鳥栖市が介護予防事業の業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により受託する優先交渉権者を特定するため、公募型プロポーザルの実施について必要な事項を定めるものである。

なお、予算議決前の準備行為として実施するものであるため、本事業提案の実施に伴う結果の効力については、鳥栖市議会での予算の議決を条件とする。

2 募集する業務の名称

- (1) 鳥栖市地域巡回介護予防健診業務
- (2) 鳥栖市いきいき健康教室業務
- (3) 鳥栖市ロコモーショントレーニング教室業務
- (4) T O S U S H I 音楽サロン業務
- (5) 鳥栖市元気クラブ業務
- (6) 鳥栖市介護予防サポーター養成業務
- (7) 鳥栖市元気カフェ立ち上げ支援業務

3 業務内容等

別紙「令和7年度鳥栖市介護予防事業仕様書（業務名）」のとおり
ただし、双方協議の上、一部内容を変更することがある。

4 業者選定方法

公募型プロポーザル方式により、提出された企画書等及びプレゼンテーションの内容をもとに、選定委員が審査を行い、その結果最高得点の事業者を優先交渉権者とする。

5 提案上限金額（消費税及び地方消費税を含む）及び履行期間

	業 務 名	提案上限額	履行期間
1	鳥栖市地域巡回介護予防健診業務	¥2,355,276-	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日
2	鳥栖市いきいき健康教室業務	¥3,713,094-	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日
3	鳥栖市ロコモーショントレーニング教室業務	¥1,195,128-	令和7年6月2日～ 令和8年3月31日
4	TOSUSHI音楽サロン業務	¥2,145,000-	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日
5	鳥栖市元気クラブ業務	¥10,990,491-	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日
6	鳥栖市介護予防サポーター養成業務	¥990,264-	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日
7	鳥栖市元気カフェ立ち上げ支援業務	¥423,759-	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日

6 参加資格

- (1) 鳥栖市より入札参加停止措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (5) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は

営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 介護予防事業に関する以下の参加資格を満たすこと。

	業 務 名	参加資格
1	鳥栖市地域巡回介護予防健診業務	① 若しくは②、③、⑤
2	鳥栖市いきいき健康教室業務	①、③、⑤
3	鳥栖市ロコモーショントレーニング教室業務	①、③、④、⑤
4	TOSUSHI 音楽サロン業務	①、③、④、⑤
5	鳥栖市元気クラブ業務	②、③、④、⑤
6	鳥栖市介護予防サポーター養成業務	③、④、⑤
7	鳥栖市元気カフェ立ち上げ支援業務	③、④、⑤

※ 鳥栖市元気クラブ業務は一般介護予防事業として募集するものであるが、要介護状態となるおそれの高い高齢者を早期発見・早期対処できるよう「総合事業の通所型サービス又は介護保険法改正前の二次予防事業の実績があること」を募集要件としている。

① 鳥栖市又は同規模の市町において、一般介護予防事業又は介護保険法改正前の一次予防事業を3年以上開催した実績があること。

② 鳥栖市又は同規模の市町において、総合事業の通所型サービス又は介護保険法改正前の二次予防事業を3年以上開催した実績があること。

- ③ ボランティア活動等についての講話ができること。
 - ④ ボランティア人材の育成ができること。
 - ⑤ 鳥栖市からの要請に対し、臨機応変に対応できる体制であること。
- なお、実施業務における必要な資格については、各仕様書を参照すること。

7 全体スケジュール（予定）

市ホームページ掲載	令和7年2月21日（金）
質問受付期限	令和7年2月27日（木） <u>17時必着</u>
質問回答日	令和7年3月7日（金）
企画書等提出期限	令和7年3月13日（木） <u>17時必着</u>
プレゼンテーション時間帯通知	令和7年3月19日（水）
プレゼンテーション実施	令和7年3月24日（月）
プロポーザル結果通知	令和7年3月25日（火）
契約日	令和7年4月1日（火） *鳥栖市ロコモーショントレーニング教室業務のみ令和7年6月2日（月）

8 提出書類

応募する業務のみ、次の書類を提出すること。

(1)～(6)を業務ごとにまとめて1冊にしたものを8部、(7)～(12)は1部

(1) 事前提出資料（様式第1号）

(2) 業務内訳書（様式第2号）

内容については、人件費や事務用品費、交通費など積算根拠を詳しく記載すること。

(3) 従事予定者の体制及び職種一覧（様式第3号）

資格を証する書類の写し（免許状等）を添付すること。

(4) 業務責任者実績（様式第4号）

複数で責任者を担当する場合は個々の業務実績を記入すること。

(5) 事業実績一覧（様式第5号）

介護予防事業初回実施年度には、行政から介護予防事業に関する業務を初めて受けた年度を記入すること。

欄が不足する場合は、コピーして記入するか、事業実績がわかる資料を添付すること。

(6) 業務企画書（任意様式）

(7) 提案した業務内容での見積書（任意様式）

※単価契約の予定をしているため、(2)及び(7)は1回あたりの業務単価単価（消費税及び地方消費税を含まない金額）を記載すること。

(8) 財務諸表類（直近2年度）

(9) 登記事項証明書（申し込み前3か月以内のもの 写し可）

(10) 鳥栖市税の「滞納がない証明書」（該当者のみ 申し込み前3か月以内のもの写し可）

(11) 佐賀県税の「納税証明書」（該当者のみ 申し込み前3か月以内のもの 写し可）

(12) 国税の「納税証明書」（該当者のみ）及び「消費税及び地方消費税の未納又は滞納がない証明書」（申し込み前3か月以内のもの 写し可）

※(8)～(12)については、令和5・6年度鳥栖市競争入札有資格者名簿に登録されている場合には提出不要とする。

9 参加申込期限及び申込方法

(1) 提出書類及び電子媒体を、令和7年3月13日（木）17時までに持参又は郵送（必着）とする。

(2) 期日を過ぎた場合は、辞退したとみなす。郵送の場合は、確実に届いているか、担当へ電話連絡を入れること。

(3) 参加申込、提出書類に関する質問

参加申込、提出書類について質問がある場合は、電子メールにて質問すること。

E-mail : ks-fukushi@city.tosu.lg.jp

- ・ 提出期限：令和7年2月27日（木）17時00分まで

- ・ 回答方法：3月7日（金）までに、市ホームページに掲載する。なお質問に対する回答をもって、本実施要項を追加補正したものとみなす。また、質問者の名称は公表しない。

10 プレゼンテーション

(1) 日程

令和7年3月24日（月）、（詳細は参加者へ別途通知）

(2) 場所

鳥栖市役所3階第1会議室

(3) プレゼンテーションの時間等

令和7年3月19日（水）までに通知予定。

スクリーン、プロジェクター、電源は当方で準備する。パソコン等その他必要な物品は提案者が用意すること。

各業務、15分程度とする。企画提案内容の説明を録画し、電子媒体（DVD等）での再生による実施も可能とする。

(4) 結果通知

合否に関わらず、令和7年3月25日（火）までに全ての参加者に文書で結果発送予定。

選定結果の公表は、次に掲げる事項を市のホームページ等に公表するものとする。

- ① 業務等の名称
- ② 主管課名及び履行期間
- ③ 優先交渉権者の名称及び点数
- ④ 次点交渉権者の有無や有の場合の名称
- ⑤ 選定委員会の人数
- ⑥ その他必要な事項

(5) 審査基準

※1社のみ応募の場合、6割以上で合格とする。また、審査は非公開とし、審査経過、審査に関する問い合わせには一切応じない。

	評価項目	評価の視点	配点
1	業務実績	類似業務の請負実績は多いか	5

2	業務の理解度	介護予防事業の法的根拠や事業の特性、事業目的、仕様書に対する理解度はどうか ※栄養・口腔の内容については、該当する事業のみ	8
3	業務に対する取組	業務に対する取組みや、姿勢が適切で意欲があるか	8
4	業務運営に関する内容の妥当性	複合プログラム（運動、栄養、口腔、認知機能等）の視点と特色のある内容が盛り込まれているか ※栄養・口腔の内容については、該当する事業のみ	8
5	業務推進体制	業務に関わる人員の構成・人数は適正か	3
		安全管理に対する体制が十分であるか	8
6	見積価格の評価	内容に見合う見積額（内訳）として妥当か	5
7	評価者加点	上記以外で優れた点について	5
8	事業の周知等	より多くの参加者を見込める内容であるかどうか、事業の内容をより多くの住民に PR するよう創意工夫ができているかどうか	10
合 計			60

1.1 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) プレゼンテーション等に出席しなかったもの
- (5) 参考見積書の金額が、2.業務等に要する費用（予定価格）を超過したもの

1.2 契約予定日

令和7年4月1日（火）

鳥栖市ロコモーショントレーニング教室業務のみ令和7年6月2日（月）

1 3 その他

- (1) 企画書等の作成、その他のプロポーザルの参加に要する経費は事業者負担とする。
- (2) 提出書類は返却しないとともに、審査以外の目的で使用しない。なお、提出書類は1部のみ保存とし、それ以外は審査終了後にシュレッダーで処分する。
- (3) 市が提示する資料は参加に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この範囲内であっても、市の上承を得ることなく第三者に対して内容を提示することや使用させることは禁止する。
- (4) 提案すべき事項の全部又は一部が掲載されていない場合、また、提案内容に虚偽の記載が認められた場合は提案を無効とする場合がある。
- (5) 鳥栖市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となる。ただし、事業を営むうえで競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがある場合は不開示となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。なお、本プロポーザルの優先交渉権者特定前において、決定に影響が出る恐れがある情報については決定後の開示とする。

1 4 企画書提出先及び問い合わせ先

〒841-8511 佐賀県鳥栖市宿町 1118 番地 TEL:0942-85-3554

E-mail: ks-fukushi@city.tosu.lg.jp

鳥栖市役所 高齢障害福祉課 高齢者支援係 担当：柳瀬、土井